

「飼養衛生管理者」の選任と報告をお願いします

家畜伝染病予防法が一部改正され、令和2年7月1日から全ての家畜の所有者の皆様に、責任を持って衛生管理に携わる管理者「飼養衛生管理者」を選任することが義務付けられます。

「飼養衛生管理者」とは

- 飼養衛生管理者は、衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者です。
- 衛生管理区域ごとに1人選任してください(特別な資格は不要です)。
※ 所有者自ら管理者となることも可能です。
- 主な役割
 - ・ 衛生管理区域に出入りする者の管理 (チェック・指導等)
 - ・ 従業員や農場関係者への飼養衛生管理基準の周知・教育
 - ・ 国、県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

つきましては、「飼養衛生管理者」の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを別紙様式により、管轄の家畜保健衛生所あてメール、FAX 又は郵送で御報告ください。

※ 「飼養衛生管理者」がメールアドレスをお持ちでない場合は、ご家族や所属団体等のアドレスでも構いません。

※ 御報告いただいた個人情報は、飼養衛生管理者制度以外の目的では一切利用しません。

【報告先】

- 姫路家畜保健衛生所 〒679-2166 姫路市香寺町中村595-15
TEL:079-240-7085 FAX:079-232-2685
E-mail: himejikhe@pref.hyogo.lg.jp
- 朝来家畜保健衛生所 〒669-5243 朝来市和田山町高田666
TEL:079-673-2331 FAX:079-672-0506
E-mail: asagokhe@pref.hyogo.lg.jp
- 淡路家畜保健衛生所 〒656-0122 南あわじ市広田広田1227
TEL:0799-45-2411 FAX:0799-45-1129
E-mail: awajikhe@pref.hyogo.lg.jp